

○関市自治基本条例推進審議会規則

平成27年 3月31日関市規則第14号

関市自治基本条例推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号。以下「条例」という。）第30条第7項の規定に基づき、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(公募委員の数等)

第2条 条例第30条第5項に規定する審議会の公募による市民の委員は、3人以内とする。

2 市長は、審議会の委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される審議会の会議については、市長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された審議会の委員の任期は、条例第30条第6項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。